

別紙4

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件案新旧対照条文

◎第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ〜リ （略）</p> <p>又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。</p> <p>ル〜ソ （略）</p> <p>二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合</p> | <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ〜リ （略）</p> <p>又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。</p> <p>ル〜ソ （略）</p> <p>二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（新設）</p> |

には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

二| 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ホ| 動物が疾病にかかり、又は被害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ヘ| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 (略)

ハ| 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

二| 動物が疾病にかかり、又は被害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ホ| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 (略)

